

平成29年度

事業計画書

自 平成29年4月 1日
至 平成30年3月31日

山口県農業共済組合

平成29年度事業計画

1. 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

項目	共済目的等	組合員数	農作物共済					
			水稻				麦	
			一筆	半相殺	全相殺	品質	一筆	災害収入
区域内の概数	人	44,242	a				a	
前年度実績		42,032	2,050,922	21,363	21,631	35,322	27	177,489
本年度引受計画		40,274	2,018,520	21,170	21,510	34,900	30	180,220
本年度予定引受率(%)		91.0	96.7				100	

果樹共済				畑作物共済				ガラス室	
うんしゅうみかん		なつみかん	なし	大豆			茶	ガラス室	
減収総合	特定危険	減収総合	災害収入	一筆	半相殺	全相殺	災害収入	I類	II類
a		a	a	a			a	棟	棟
73,405		14,000	9,240	86,680			3,700		66
1,837	1,360		1,613	10,484	224	64,984	347		9
1,997	1,360		1,680	6,070	192	69,850	340		9
4.6		0	18.2	87.8			9.2	0	13.6

家畜共済									
乳用成牛	乳(内胎児等) 用子牛	肥育用成牛	肥育用子牛	肉用成牛 その他	肉(内胎児等) 用子牛 その他	一般馬	種豚	肉豚	肉用種雄牛
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
2,733	(2,719) 2,883	8,606	421	5,348	(4,765) 5,711	18	1,889	19,384	2
2,659	(867) 947	7,318	453	5,164	(5,003) 5,993	2	1,346	8,962	2
2,625	(924) 1,006	7,059	421	5,166	(4,765) 5,711	2	1,358	8,991	2
96.0	(34.0) 34.9	82.0	100	96.6	(100) 100	11.1	71.9	46.4	100

園芸施設共済								任意共済	
プラスチックハウス								建物	農機具
I類	II類	III類	IV類甲	IV類乙	V類	VI類	VII類		
棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	台
2	6,307	349	258	130	21	277	144	80,060	99,290
1	2,605	162	66	45	3	193		45,811	8,427
1	2,495	162	75	45	4	183		45,031	8,589
50.0	39.6	46.4	29.1	34.6	19.0	66.1	0	56.2	8.7

2. 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

共済目的等		項目	引 受		共済金額 千円	共 A 総 額 千円
			本年度予定	前年度実績		
農作物	水稻	一 筆	2,018,520 a 69,049,300 kg	2,050,922 a 69,636,834 kg	11,932,611	92,761
		半相殺	21,170 a 917,800 kg	21,363 a 923,244 kg	158,858	1,607
		全相殺	21,510 a 933,600 kg	21,631 a 940,489 kg	119,194	2,059
		品 質	34,900 a	35,322 a	259,404	4,459
	麦	一 筆	30 a 300 kg	27 a 269 kg	7	
		災害収入	180,220 a	177,489 a	485,504	60,542
	計		2,276,350 a	2,306,754 a	12,955,578	161,428
家畜	乳用成牛		2,625頭	2,659頭	372,009	66,311
	乳用子牛等 (内胎児)		1,006 (924)	947 (867)	31,453	4,022
	肥育用成牛		7,059	7,318	1,669,719	52,377
	肥育用子牛		421	453	25,421	4,782
	その他の肉用成牛		5,166	5,164	1,232,748	57,331
	その他の肉用子牛等 (内胎児)		5,711 (4,765)	5,993 (5,003)	538,728	49,725
	一般馬		2	2	470	14
	種 豚		1,358	1,346	73,420	60
	肉 豚		8,991	8,962	86,312	55
	肉用種種雄牛		2	2	1,078	50
	計		32,341 (5,689)	32,846 (5,870)	4,031,358	234,727
果樹	うんしゅう みかん	(減収総合)	1,997 a	1,837 a	11,553	428
		(特定危険)	1,360	1,360	11,316	113
	なつみかん	(減収総合)				
	なし	(災害収入)	1,680	1,613	110,290	4,412
	計		5,037	4,810	133,159	4,953

済 掛 金		D 保険料	E 交付金 (△納入保険料) (B-D)	F 手持共済掛金 (C+E)	備 考
B 国庫負担金	C 農家負担金				
千円 46,380	千円 46,381	千円 50,329	千円 △ 3,949	千円 42,432	kg当たり平均 173円
803	804	915	△ 112	692	kg当たり平均 173円
1,029	1,030	1,100	△ 71	959	kg当たり平均 128円
2,229	2,230	2,453	△ 224	2,006	10a当たり平均共済金額 74,300円
					kg当たり平均 23円 (共済掛金、保険料等は千円未満を 四捨五入しております)
32,571	27,971	13,279	19,292	47,263	10a当たり平均共済金額 26,900円
83,012	78,416	68,076	14,936	93,352	
30,823	35,488	20,617	10,206	45,694	頭当たり 142千円
1,842	2,180	1,324	518	2,698	頭当たり 31千円
24,066	28,311	16,043	8,023	36,334	頭当たり 237千円
2,051	2,731	1,751	300	3,031	頭当たり 60千円
26,214	31,117	15,539	10,675	41,792	頭当たり 239千円
21,245	28,480	17,118	4,127	32,607	頭当たり 94千円
7	7	6	1	8	頭当たり 235千円
24	36	25	△ 1	35	頭当たり 54千円
22	33	23	△ 1	32	頭当たり 10千円
24	26	26	△ 2	24	頭当たり 539千円
106,318	128,409	72,472	33,846	162,255	
214	214	270	△ 56	158	kg当たり 1類 90円 2類 113円
56	57	41	15	72	kg当たり 1類 94円 2類 105円
					kg当たり 57円
2,206	2,206	1,787	419	2,625	10a当たり平均共済金額 656,400円
2,476	2,477	2,098	378	2,855	

項目		引 受		共済金額	共	
		本年度予定	前年度実績		A	
共済目的等				千円	千円	
畑作物	大豆	一筆	6,070 a	10,484 a	4,922	533
		半相殺	192	224	192	22
		全相殺	69,850	64,984	160,942	28,246
	茶	災害収入	340	347	1,320	78
	計		76,452	76,039	167,376	28,879
園芸施設	ガラス室Ⅰ類		棟	棟		
	ガラス室Ⅱ類		9	9	32,149	41
	プラスチックⅠ類		1	1	301	3
	プラスチックⅡ類		2,495	2,605	595,718	19,849
	プラスチックⅢ類		162	162	256,469	3,850
	プラスチックⅣ類	甲	75	66	123,078	2,332
		乙	45	45	105,823	366
	プラスチックⅤ類		4	3	6,107	22
	プラスチックⅥ類		183	193	36,336	844
	プラスチックⅦ類					
計		2,974	3,084	1,155,981	27,307	
合 計				18,443,452	457,294	

イ 任意共済事業の規模

項目		引 受		共済金額	A	
		本年度予定	前年度実績		共済掛金総額	
共済目的等				千円	千円	
任意	建物	総合	6,341 棟	6,478 棟	52,241,700	135,169
		火災	38,690	39,333	413,848,950	313,746
		計	45,031	45,811	466,090,650	448,915
	農機具	損害	8,544 台	8,375 台	14,450,420	74,062
		更新	45	52	122,610	15,276
		計	8,589	8,427	14,573,030	89,338
	合 計				480,663,680	538,253

総 合 計			499,107,132	
-------	--	--	-------------	--

済 掛 金		D 保険料	E 交付金 (△納入保険料) (B-D)	F 手持共済掛金 (C+E)	備 考
B 国庫負担金	C 農家負担金				
千円 293	千円 240	千円	千円	千円	kg当たり平均 1類 215円 3類 221円
12	10	14,198	1,643	14,603	
15,536	12,710				
43	35	50	△ 7	28	10a当たり平均共済金額 38,800円
15,884	12,995	14,248	1,636	14,631	
					棟当たり
20	21	6	14	35	棟当たり 3,572千円
1	2		1	3	棟当たり 301千円
9,924	9,925	6,276	3,648	13,573	棟当たり 239千円
1,925	1,925	852	1,073	2,998	棟当たり 1,583千円
1,166	1,166	480	686	1,852	棟当たり 1,641千円
183	183	51	132	315	棟当たり 2,352千円
11	11	3	8	19	棟当たり 1,527千円
422	422	266	156	578	棟当たり 199千円
13,652	13,655	7,934	5,718	19,373	
221,342	235,952	164,828	56,514	292,466	

内 訳		D 再共済掛金 (A) × (G)	E 再共済手数料 (D) × (H)	F 手持共済掛金 (B-D+E)	備 考
B 純掛金	C 事務費賦課金				
千円 86,249	千円 48,920	千円 40,550	千円 12,854	千円 58,553	棟当たり 8,239千円
172,587	141,159	94,123	38,119	116,583	棟当たり 10,697千円
258,836	190,079	134,673	50,973	175,136	
52,027	22,035	/	/	52,027	台当たり 1,691千円
14,899	377			14,899	台当たり 2,725千円
66,926	22,412			66,926	
325,762	212,491	134,673	50,973	242,062	
	再共済割合 (G)	30%	再共済手数料 (H)	総合	31.70%
				火災	40.50%

/	/	/	/	534,528	
---	---	---	---	---------	--

3. 引受計画と実施方策

農業情勢は、担い手の高齢化や後継者不足を始め、生産物の価格や流通面など多くの課題に直面しています。

また、近年では、各地で過去に例を見ない想定外な自然災害が頻発しています。

NOSA I は、災害による農家の損害の補てんと損害の防止事業を通じて、農業経営の継続と安定化に向けその役割を着実に果たしてまいり、農業災害補償制度発足以来、本年で 70 周年を迎えます。

こうした中、平成 28 年 11 月に政府・与党により策定された「農業競争力強化プログラム」に基づく農政改革の中で、農業経営のさらなる安定を図るため、現行の農業共済事業に加え、農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する「農業経営収入保険事業」が創設され平成 31 年産から導入されます。また、これに併せて農業災害補償法は、平成 30 年 4 月に「農業保険法」に改められます。

次代に向けた国の農業災害対策として引き続きその機能を発揮し、全ての農家へ「備えあれば憂いなし」の農業生産体系の構築・強化に向けたセーフティネットとしての責務と使命を果たしてまいります。

さらに、1 県 1 組合組織化のもと平成 27 年度から 3 か年に亘って実施しています全国統一運動「信頼のきずな」未来につなげる運動の仕上げの年度として、目標である「安心のネット」を広げ、つなげよう農家・地域の未来」を具現化すべく戸別訪問を積極的に展開し、将来に向かって更なる事業対応力の強化、事業運営の効率化を目指し、組合員の信頼に応えるため、下記実施方策により事業運営に取り組んでまいります。

ア 農作物共済

(水稲共済)

- (1) 「水稲生産実施計画書及び営農計画書兼水稲共済細目書異動申告票」の一体化処理により関係機関と連携し、経営所得安定対策を踏まえた作付面積・転作面積を把握し、適正な引受に努める。
- (2) 全相殺方式を始め、より補償割合の高い方式などチラシ等を作成し補償内容等の周知を図るとともに、任意加入の対象者についても積極的な加入推進に努める。
- (3) 水稲共済掛金率は集落別危険段階で設定されているが、大規模化等により集落別では組合員間の均衡が保てない状況等があり、来年度の改定においては、組合員ごとの被害率に応じて区分した共済掛金率の設定を行うための準備をする。

(麦共済)

- (1) 関係機関との連携により作付面積を把握し、適正な基準収穫量の設定など、適正な引受に努める。また、補償の充実の観点から高い補償割合での加入推進に努める。

イ 家畜共済

- (1) 高齢化等により飼育農家・頭数は減少傾向ではあるが、関係機関と連携し、有資格農家への戸別訪問等による制度の普及に努める。
- (2) 家畜の異動状況を現地確認はもとより個体識別システムの活用と診療獣医師との連携により適正に把握する。また、組合員からの異動通知が遅滞なく行なわれるよう周知を図る。
- (3) 今年度から実施する県一の地域料率化と被害率に応じた組合員等危険段階別掛金率の導入について、理解・啓発に努める。
- (4) 被害率に応じた組合員等危険段階別掛金率の導入の周知と、引受評価基準に基づく適正な評価を行い、農家ニーズにあった補償の拡充を図る。
- (5) 子牛、胎児の引受拡大を図る。
- (6) 豚流行性下痢へのリスク対応として共済制度の利用を促し種豚及び肉豚の引受拡大を図る。

ウ 果樹共済

- (1) JA・農林事務所・生産団体等関係機関と連携し、有資格農家台帳を整備し、戸別訪問等により、積極的な加入推進に努める。
- (2) 本県オリジナル柑橘「せとみ」の農家ニーズを把握し、新たな共済対象の導入に向け引き続き検討する。

エ 畑作物共済

(大豆共済)

- (1) 経営所得安定対策との連携及び水稻共済細目書異動申告票等の関係書類を基に有資格農家台帳を整備し、戸別訪問等により、積極的な加入推進を行い、未加入農家の解消に努める。
- (2) 全耕地の現地確認により土地条件及び過去の被害状況等を的確に反映した基準収穫量を設定し、適正な引受に努める。
- (3) 出荷数量が把握できる農家については、補償割合が大きい全相殺方式の加入推進に努める。

(茶共済)

- (1) 関係機関の協力を得て、有資格農家台帳を整備し、戸別訪問等により、積極的な加入推進に努める。

オ 園芸施設共済

- (1) 県、JA、生産者団体等関係機関と連携を強め、施設設置や新規就農の情報等を収集し有資格農家台帳の整備を図り、戸別訪問等による加入推進に努める。
- (2) 生産者団体等の部会、研修会等において、特定園芸施設撤去費用や復旧費用の補償内容などについての説明を徹底し補償の充実を図る。

カ 任意共済

(建物共済)

- (1) 組合員の加入状況の把握等を踏まえ、すべての農家に補償充実の提案と加入を推進する。
- (2) 申し込み時に加入者の営農状況調査に基づいた引受審査を行うとともに、継続的に加入資格調査を実施しチェック態勢の整備を進める。
- (3) 共済部長の協力を得て、未加入農家への推進強化を図るとともに、加入率の向上と低補償額の加入者の補償拡充を図る。また、共済部長と連携し職員による補完推進を行う。
- (4) 総合共済における保管中の農産物(米穀・麦・大豆)を補償する収容農産物補償特約について普及啓発及び推進に努める。
- (5) 仕組み改善による補償の充実及び特約等の追加について普及啓発に努める。

(農機具共済)

- (1) 農機具共済については、加入限度額の引上げ、共済掛金の無事故割引・有事故割増料率制度導入等、仕組みが充実されたことを引き続き周知し、引受審査要領に基づく適正な引受を行う。
- (2) 高額化する農機具の事故修理費用を補てんするため補償限度額までの加入推進に努め補償の充実に努める。
- (3) 農機具販売団体等関係団体との連携を強化し、制度の普及啓発に努める。また、全国的に多発している盗難については、盗難防止に係る啓発運動や情報提供により損害の未然防止に努める。

4. 共済掛金等の徴収及び徴収計画

- (1) 共済規程で定める共済掛金払込期限内の徴収に努める。
- (2) 未収共済掛金等については、戸別訪問等により繰り返し制度への理解を求め、徴収に努める。
- (3) 共済掛金等については、現金扱いから口座振替での納入を推進する。

5. 損害評価の適正化の方策

- (1) 損害評価の範囲が県下全域となるため評価方法等の統一を図る。また、台風等の大災害時には本所・総合支所等が連携して損害評価を行い、状況に応じて職員集中損害評価体制により、適正かつ迅速な評価を実施する。
- (2) 非常災害時には、非常災害対応マニュアルに則り本所・総合支所等が連携して機動的に対応する。

ア 農作物共済

(1) 作柄の早期把握と見回り調査の実施

- ① 品種別の作柄及び被害状況を早期に把握するため、関係機関との連携を密にしつつ、定期的に見回り調査を実施する。
- ② 登熟不良等被害調査を実施する。

(2) 損害評価の適正化

- ① 損害評価について被害申告方法、被害申告の目安、評価方法、共済金支払方法等を周知徹底する。また、広報紙等を通して申告漏れのないよう徹底し、結果については申告者全員に通知する。
- ② 損害評価員を対象に研修会を開催し、損害評価技術の向上と分割評価適用の統一を図り、適正な評価を実施する。
- ③ 評価地区の設定は被害発生状況に応じて実施をする。
- ④ 全相殺、品質、麦災害収入方式については、見回り調査を実施し栽培管理状況を把握するとともに、分割評価適用の統一を図る。また関係機関の協力を得て収穫量の正確な把握に努める。
- ⑤ 山口県農産物検査協議会主催の農産物検査員育成研修へ参加し、水稻、麦及び実測大豆の品位鑑定の可能な人材を育成し、さらに充実した検査体制を構築する。

イ 家畜共済

- (1) 死廃事故家畜の現地確認と個体識別情報提供事業の情報を活用した適正な損害評価を行う。
- (2) 死廃事故低減を図るため、損害防止の義務や指示の履行を周知徹底する。
- (3) LACシステム(電子カルテ)を導入し、正確適正な病傷事故診断書の作成と事務処理の効率化を図る。
- (4) 1号及び3号の廃用事故及び手術に係る病傷事故については手術痕を確認し、対象家畜を撮影する。

ウ 果樹共済

作柄及び被害状況の早期把握をするために見回り調査を実施する。また、損害評価研修会を開催し、評価眼の統一等を図り、適正な評価を実施する。

エ 畑作物共済

(大豆共済)

作柄の早期把握と被害状況の把握をするため見回り調査を実施する。また、損害評価研修会を開催し分割評価の統一等を図るとともに、関係機関と連携し出荷数量等調査により適正な評価を実施する。

(茶共済)

作柄の早期把握と被害状況の把握をするため見回り調査を実施する。また、関係団体と連携し出荷数量等調査により適正評価を実施する。

オ 園芸施設共済

- (1) 組合員からの速やかな事故発生通知を徹底するとともに、早期に損害状況を把握するため、巡回調査及び聞き取り調査を実施し、迅速・適正な評価を行い、共済金の早期支払に努める。
- (2) 共済金支払対象とならなかった被害申告組合員へ評価結果を丁寧に説明する。

カ 任意共済

- (1) 損害評価研修会等により損害評価技術の向上を図り、適正評価を実施する。
- (2) 速やかな事故発生通知を徹底し、原因及び罹災状況を的確に調査し、共済金の早期支払に努める。また、農機具共済においては、免責基準について組合員に周知徹底する。

6. 損害防止事業の実施方策

ア 農作物共済

- (1) 鳥獣害等損害防止事業については、予算の範囲内で、旧組合地域ごとに異なっていた野猪等防止用資材、スクミリンゴガイ防除用薬剤の購入費用の助成内容を統一する。
また、他の交付事業については、農作物共済の今後の財務状況等を考慮し、組合員、関係団体等の理解を得ながら平成29年度末をもって休止する。
- (2) 関係機関との連携を一層強化するとともに、鳥獣被害防止対策アドバイザー研修等に参加し、農家等へ被害防止対策がアドバイスできる人材の育成を図る。
また、加入推進時に鳥獣被害防止に関する情報を提供するなどして地域に密着したより実効性のある損害防止活動を推進する。

イ 家畜共済

- (1) 飼養衛生管理基準に従い防疫に努める。また家畜診療所は乳牛・肉用牛の繁殖障害等の特定損害防止事業を実施し事故の低減に努める。
- (2) 講習・研修への積極的な参加とともに、疾病の調査研究を行う事により、発表等につなげ診療所獣医師の診療技術向上に努める。
- (3) 危険段階別掛金率により掛金の上昇が認められた農家については、事故低減に向けた指導と啓発を行なう。
- (4) 診療業務体制の充実と業務対応力の強化に向け関係機関とも連携し、現在8カ所の家畜診療所の設置を4カ所(東部・北部・西部・中部地域)の拠点化統合に、平成30年を目途として取り組む。

ウ 畑作物共済

大豆種子消毒剤を配付し鳥害、病虫害の防止に努める。

エ 園芸施設共済

園芸施設被覆材応急補修テープを配付し、被害防止に努める。

7. 執行体制の整備

ア 理事会及び監事会

- (1) 理事会は、理事会運営規則を遵守するとともに、理事定数減員のもとで業務運営の効率化・適正化に努め、また、内部統制機能による不祥事発生防止に向けたリスク管理態勢の構築に取り組む。
- (2) 監事会は、監事監査規則に基づき監査方針・計画を決定して監査を実施し、適正な業務執

行に資する。また、監査室とも連携し効率的な監査を実施する。

イ 組織体制強化の推進

- (1) 効果的な事業推進や農家ニーズ把握のため集落に共済部長を置き、共済部長集会開催時には制度内容の説明や情報提供を行い、よりNOSAIへの理解を深めていただきながら事業推進への協力を求める。また、掛金の口座振替化への理解を求め、効率化とコンプライアンス態勢向上に繋げる。
- (2) 共済部長の地域代表である地区長で構成する共済部長連絡協議会を開催し、組合員ニーズの把握に努めながら、組合員の立場に立った事業展開を行う。
- (3) 本所竣工に併せて、組織基盤の強化を図る必要から、リスク管理体制の基盤構築と組織機構の見直し等を含めて、制度改正等国の施策に対応できる組織体制の整備を進める。
- (4) 非常災害対応マニュアルを検証し、実行ある損害評価体制を策定する。

ウ 職制及び職員の配置計画

- (1) 職制規則の定めにより、参事統括のもと総務部(企画管理課、総務課)、事業部(収穫共済課、資産共済課)、家畜部(家畜課、家畜診療所統括)の3部5課及び監査室を配置し、支所にあつては2総合支所、8支所、2出張所を、また家畜診療所は7診療所1支所を設置し事業の円滑な遂行に努める。
- (2) 監査室設置態勢のもとで、リスク管理を始め適正かつ効率的で健全な業務運営及び法令遵守に取り組む。また、苦情処理態勢を併せて確立させることにより内部管理態勢の充実を図る。

エ 役職員研修の実施

- (1) 農業災害補償制度に対する組合員や国民の信頼を失うことのないよう、高い倫理観を醸成することを目的として計画的な役職員研修を実施する。

オ コンプライアンス態勢の整備

- (1) コンプライアンス意識高揚のための研修を反復して実施する。
- (2) 事務リスク低減のため、継続的に掛金納入方法の口座振替化を推進する。
- (3) 理事会で決定されたコンプライアンスプログラムを着実に実践する。
- (4) 内部牽制機能が十分発揮されるよう監査実施計画書に基づいた全部署を対象とする内部監査を実施しコンプライアンス態勢の改善に努める。
- (5) NOSAIでは多くの個人情報を取り扱うことを十分認識し、個人情報取扱事業者として個人情報及び特定個人情報の保護に関する規則を遵守し内部管理を徹底する。

8. 予算統制の方策

事業計画に基づき各事業とも目標達成に努め、業務収入の確保を図るとともに、引き続き災害対策としてのセーフティネット機能を遂行するとともに、限られた財源の中で予算執行にあたっては常に収支の動向を見極め一層の経費節減を目指す。

また、資金の運用については、信用リスクや市場リスク及び流動性リスクを考慮し、余裕金運用管理委員会及び理事会で決定した余裕金運用の基本方針に基づき、長期的な視点による安全かつ確実なポートフォリオの構築に努めるとともに、安全性と流動性に配慮した効率的な運用に取り組む。

9. 収入保険制度の導入・農業災害補償制度の見直しに向けた対応

- (1) 農業災害補償法が農業保険法に見直し改正され、農業経営収入保険事業と農業共済事業を行うことになる。
- (2) 農業経営収入保険事業は、全国農業共済組合連合会（平成30年に設立）が実施主体となり、各県連合会及び組合が現行農業共済事業と併せて行うことになる。
- (3) 農業経営収入保険事業は、平成31年産から始まり、農業災害補償制度の見直しを含め事業の円滑な実施に向け、青色申告を含めた農家への周知・普及体制の確立（相談窓口等の設置）を図る。
- (4) JA等関係団体との情報交換会を主宰し連携の強化と、きめ細かな普及推進体制の確立を図る。